

「European Parliament resolution of 16 February 2017 with recommendations to the Commission on Civil Law Rules on Robotics」について

資料 2 - 2

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士 落合 孝文

2017年4月27日

 Atsumi & Sakai

一般原則等

◆ 一般原則

- Advanced robotに対する**登録制**（2項）
- ロボット技術の開発は、**人間のreplaceではなく、能力補完を目的。人間が高度な機械を常にコントロールできるよう、特に子供、老人、障害者等について、人間とロボットとの感情的なつながりに特別な注意が払われるべき**（3項）
- クロスボーダーでのロボットの利用に関する**相互承認の原理。デジタル単一市場を意識**（4項）

◆ 研究とイノベーション

- ネット中立性の原則に沿った**ブロードバンド及び5Gネットワークへの接続**（8項）
- **相互運用性を抑制するシステムにおけるロックインを回避**するための、**オープンな環境の確保**（9項）

倫理原則等

◆ 倫理原則

- ロボットの使用に関する**安全、健康、セキュリティの観点からの評価**（10項）
- **ロボットの製造・利用等**（development, design, production, use, and modification）に関する**倫理的枠組み**（11項）
- **透明性の原則**を強調し、高度なロボットへの**データの記録等を行うブラックボックス**の導入（12項）
- EU条約等における**基本的人権等**に沿った倫理的枠組み（13項）
- **情報に関する機密性の確保**（14項）

◆ 欧州の機関

- **欧州連合及び加盟国の両方のレベル**で、技術、倫理、規制面での専門知識を提供するための、**ロボット工学と人工知能の委員会設置**（16項）

データ流通、標準化等

◆ 知的財産権とデータ流通

- 知的財産権の法制整備の指摘（18項）
- 民法の規定がGDPR、必要性及び比例の原則に沿うことが必要であるとし、急速な技術発展に遅れることがないこと（19項）
- GDPRの適用及びロボットに用いられるカメラ及びセンサーに関する規則についての明確化（20項）
- データの自由な移転の重要性と、セキュリティ確保、プライバシー保護について指摘（21項）

◆ 標準化、安全性とセキュリティ

- 基準の設定と相互運用性の確保が重要とする。ISO等の標準化組織との連携や、合法的なリバースエンジニアリングやopen standardsの重要性等を指摘（22項）
- 現実のシナリオでロボットをテストすることは、リスクの識別と評価のために不可欠であるとして、ロボットを利用した実験が許される領域（area）についての規則の整備を求めた（23項）

個別分野について

◆ 個別分野について

- **今回は省略**するものの、自動走行車（24～29項）、ドローン（30項）、介護ロボット（31、32項）、医療ロボット（33～35項）、人間の体の修復と増強（36～40項）、環境への影響（47、48項）、国際的側面（60～64項。自動走行に関する条約や、武器利用等も含まれている）に関する議論がある

◆ 教育と雇用

- **全ての年代におけるデジタルスキルの向上**に関する施策（41項）
- **女性がデジタルの業務に関与**することの推進（42項）
- **雇用環境**の調査（ロボットの利用による**仕事の喪失だけでなく生成も含まれている**）（43項）、**社会保障制度の存続可能性の分析**（44項）、**生涯学習の必要性**（45項）
- ロボットに危険な作業を行わせることができるが、**ロボットと人間との相互作用について、厳格で前向きなルールが必要**（46項）

責任について（1 / 3）

◆ 総論

- **予測可能性と指示可能性の観点**に基づく、人間とロボットとの共同での活動について理解が必要（50項）
- 欧州委員会に対し、今後10～15年の予想されるロボット及びAIの活用に関し、**別紙に記載した立法措置又は非立法措置**（ガイドライン又は行為規範）を求めた（51項）

◆ 個別の議論（1 / 3）

- **人間以外が行為を行ったことを唯一の理由とする、損害賠償の制限を否定**（52項）
- **厳格責任**（strict liability。損害発生と損害とロボットの有害な機能（harmful functioning of robot）との因果関係を証明）**又はリスク管理アプローチ**（the risk management approach。人が過失のある行為を行ったかではなく、特定の環境下で、リスクを最小化しnegative impactを取り扱うことができたかを問う）のいずれかが採用されるかは、委員会でのより深い評価に委ねる（53～55項）

責任について（2 / 3）

◆ 個別の議論（2 / 3）

- 責任は指示のレベルに比例すべきであり、すなわち、ロボットの学習能力や自動化を進めることや、学習を長期間行わせることにより、学習をさせた者の責任はより大きくなる。ある人間がロボットの有害な行為にどれだけ実際に寄与したかが重要だが、現在は責任は人間にあり、ロボットにはない（56項）
- 責任分配の複雑さを考えた場合に、義務的保険制度の導入も考えられるが、当該保険はall potential responsibilities in the chainを考慮する必要がある（57項）
- なお、被害救済の制度としては、ファンドによる補完も考えられる（58項）

責任について（3 / 3）

◆ 個別の議論（3 / 3）

- 欧州議会へ立法手段を検討する場合に調査、分析を求めた事項例は以下のとおり（59項）
 - 強制保険ないしファンドによる補償制度（a、b）
 - 保険又はファンドに加入していた生産者、プログラマー、所有者、利用者に対して厳格責任を適用（c）
 - 全てのスマートロボットに対する保険と個別のスマートロボットごとの保険のいずれを組成するか、また手数料は一回払いとするか、継続的支払を求めるか（d）
 - ロボットとそのファンドを登録し、ロボットに関係する者に登録番号、財産への損害の場合の責任制限、関与者の氏名及び機能等の情報へのアクセス（e）
 - 長期的には、最も洗練された自動的なロボットに電子人間（electronic persons）として、生じる可能性がある損害の責任を負い、自動的な判断又は第三者と独立して相互作用する場合に適用される電子的人格を付与できるように、ロボットの法的な位置づけを検討する（f）

ご清聴ありがとうございました

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

弁護士 落合 孝文

(第二東京弁護士会所属)

E-Mail: takafumi.ochiai@aplaw.jp